

勧誘規制の手がかりを求めて-フランスの旧・コオズ (cause) 概念について

法政大学 大澤 彩

想定される場面：利用者・消費者が、執拗な勧誘を受けて、法律上の利益がない契約や、とるに足らない利益しか得られない契約をしてしまった場合。

フランス法におけるコオズ概念：法律用語辞典では、「その者にとっての法律行為の利益」。

対価 (contrepartie) という客観的な意味だけではなく、主観的な動機といった意味もある。

民法典旧 1108 条は、「債務における適法な原因 (cause)」の存在を、契約の有効性の要件としていた。

さらに、旧 1131 条は「コオズがない、または、誤った、ないしは、違法なコオズに基づく債務は、一切の効力を持たない」と定めていた。

伝統的には、契約の合法性や、契約の個々の合意が実際の代償を有していることを保証するもの (客観的なコオズ概念) = 契約に反対給付があるかどうか。

→1990 年代に入ると、コオズが客観的なコオズにとどまらず、両当事者に共有された契約をした目的という意味での主観的な均衡を指すようになる。具体的には、対価的均衡、契約当事者の同意を決定した諸事情などが個別具体的に考慮されるようになる。

また、責任制限条項を書かれざるものとするという結論を導くために、コオズが用いられるなど、不当条項規制でも用いられていた。

つまり、契約の均衡を図るために用いられるようになる。

※破毀院第 1 民事部 1996 年 10 月 22 日判決

民法旧 1131 条を引用した上で、「サービスの信頼と迅速を保証する速達便の専門業者であるクロノポスト社は、決められた期限内に引き渡す義務を負ったのであり、その本質的債務に違背するとの理由で、引き受けられた義務の射程と矛盾する責任制限条項は、書かれざるものとみなされるべきであった」と判断し、顧客からの配達遅延による損害賠償請求の場合に、運送料の額を限度とする責任しか負わないと定めた条項の効力を否定した。

→しかし、ヨーロッパ法の波、コオズ概念の複雑化とそれが「均衡」を図るという名目で箇条に用いられることへの批判。コオズがこれまでになっていた役割の一部 (不当条項規制や複合契約など) は、それらの規定に委ねるべきでは? との見解が有力になる。

→2016 年の契約法改正でコオズ概念は削除され、コオズ概念が担っていた役割は、後述す

る民法典の複数の規定で具体化された。

しかし、以下の民法典の規定は解釈上、課題が多く残されている。
→電話勧誘規制や、勧誘後、書面による契約を義務づけるなど、別の方策によることが望ましいのでは？

【参考】

民法典 1128 条 契約の有効性のためには、1 両当事者の同意、2 両当事者の契約をする能力、3 合法的で確定した内容が必要である。

民法典 1162 条 契約は、その約定によっても、また、その目的がすべての契約当事者に知られていたか否かにかかわらずその目的 (but) によっても、公序に反することはできない。

民法典 1163 条 債務は、現在の又は将来の給付を目的 (Objet) とする。

給付は、[実現]可能であり、かつ、確定しているか確定可能でなければならない。

給付の範囲が契約から、ないし慣習または当該当事者の従前の関係を参照して演繹可能である場合には、給付は確定可能である。

民法典 1168 条 有償契約において、両債務が等価性を欠くことは、法律に別段の定めのない限り、契約の無効原因とならない。

民法典 1169 条 有償契約は、義務を負担する当事者のために合意された反対給付が、契約締結時にまやかしであるか取るに足らない場合には、無効である。

民法典 1170 条 債務者の本質的債務からその実質を奪う条項は、書かれざるものとみなされる。

民法典 1171 条 附合契約において、契約当事者間の権利義務に著しい不均衡をもたらす条項は、書かれざるものとみなされる。

著しい不均衡の評価は、契約の主たる目的 (objet) に対しても、給付に対する対価の適切性に対しても及ばない。

※コオズについて非常に明瞭にまとめた直近の論文。本報告と訳文も同書によるところが大きい。

森田修「契約法-フランスにおけるコーズ論の現段階」岩村正彦ほか編『現代フランス法の論点』（東京大学出版会、2021年）161頁以下。